［2・3　略］

4　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉝）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶）①」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊶」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5　「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

6　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の19第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉞」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㉟」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［7　略］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十四　掲入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［1・2　略］

3　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「(第６号様式㊼―別表10⑨)」と、「別表５㉓」とあるのは「(別表５㉓―別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「(第６号様式㊼―別表10㉑)」と、「別表５㉓」とあるのは「(別表５㉓―別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「(第６号様式㊼―別表11⑫)」と、「別表５㉓」とあるのは「(別表５㉓―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

［2・3　同左］

4　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉝）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）①」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊷」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5　「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

6　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の19第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉝」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㉞」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［7　同左］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十三　掲入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２記載要領

［1・2　同左］

3　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊷」とあるのは「(第６号様式㊷―別表10⑨)」と、「別表５㉒」とあるのは「(別表５㉒―別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊷」とあるのは「(第６号様式㊷―別表10㉑)」と、「別表５㉒」とあるのは「(別表５㉒―別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊷」とあるのは「(第６号様式㊷―別表11⑫)」と、「別表５㉒」とあるのは「(別表５㉒―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。